

会 議 概 要

会議の名称	令和3年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議		
開催日時	令和3年10月26日（火）		
開催場所	市役所 5階 庁議室		
事務局（担当課）	政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	井口委員、川端委員、武田委員、宮田委員、福留委員、村上委員、松本副市長（座長）、杉山政策イノベーション部次長、中島財務部長、中山こども部長（つくば市子育て総合支援センター所管）	
	主管課	こども政策課：美野本課長、中川課長補佐、小野係長、飯塚主査（記録者）	
	事務局	企画経営課：大越課長、沼尻課長補佐、中村課長補佐、岩橋係長、高橋主任	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数	0人		
非公開の場合はその理由	選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する情報の聴取が予想されるため非公開とする。		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議の公開について 3 報告事項 対象施設の概要、募集概要及び申請状況について 4 承認事項 採点表における各審査項目の配点について <ol style="list-style-type: none"> (1) 選定に関する基準について (2) 採点表について (3) 実績評価表について (4) 採点表における加減点の承認について 5 つくば市子育て総合支援センターに係る指定管理者候補者決定 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点 <ol style="list-style-type: none"> ① シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 ② 特定非営利活動法人茨城YMCA 6 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定 7 閉会 		

<会議概要>

○事務局 ただいまから、つくば市指定管理者候補者選定検討会議を開会いたします。会議で使用する資料は机上に配付しております。

なお、本会議で使用する資料は、つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱第5条の規定により、本会議のためにのみ使用するものとなります。情報の取り扱いにご注意くださいますよう改めてお願いいたします。要綱の規定により松本副市長がこの会議の座長となりますので、今後の進行は松本副市長に行っていただきます。よろしくをお願いいたします。

○座長 どうぞよろしくをお願いいたします。早速会議を始めたいと思います。

まず次第の2、会議の公開についてです。参考資料1をご覧ください。会議の前半部分では、選定対象施設の概要及び募集概要等を所管課から説明するとともに、選定に係る採点表の承認を行います。これは、つくば市附属機関の会議及び懇談会の公開に関する条例の非公開会議に該当しないため、公開で進めたいと思います。

後半部分で、申請者によるプレゼンテーションを実施し、ヒアリング及び委員による採点を行い、指定管理者候補者を選定いたします。

この後半部分では、選定に必要な情報を把握する必要があるため、企業の内部情報やノウハウの聴取が予想されます。

そのためつくば市情報公開条例に規定されている不開示情報を含むものとして会議を非公開とすることが適当であると考えております。

この件につきまして、異議のある方はいらっしゃいますか。

- 異議なし -

それでは選定に入るまでは公開、選定の際には非公開で会議を行います。

傍聴者がもしおられましたら入室をお願いします。

- 傍聴者なし -

○座長 会議を開始したいと思います。次第の3『報告事項 対象施設の概要、募集概要及び申請状況』について、こども政策課から説明をお願いします。

○こども政策課 【資料1、2について説明】

○座長 ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

ないようですので、次の次第の4『承認事項 採点表における各審査項目の配点について』に移りたいと思います。まず、選定に係る基準及び採点表について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 【資料3～6について説明】

○座長 ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

ないようですので、次に採点表の承認に移りたいと思います。こども政策課より、採点表について説明をお願いします。

○こども政策課 【資料7について説明】

○座長 ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

○委員 採点表は無記名でよろしいでしょうか。

○事務局 点数だけをつけていただければかまいません。

○座長 その他ないようでしたら、配点について御異議なしでよろしいでしょ

うか。

- 異議なし -

○座長 それでは次に採点における加減点について承認を行いたいと思いますので、こども政策課から説明をお願いいたします。

○こども政策課 **【資料 8、9 について説明】**

○座長 今の件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員 資料 8 の指定管理者実績評価表の指定管理者の欄で所在地が牛久市栄町となっていますが、所在地は東京の調布市だった記憶ですがここが牛久になっているのは何故でしょうか。

○こども政策課 この住所は茨城営業所の所在地となっております。

○委員 わかりました。これは支店の登記が牛久にあるという理解でよろしいですか。

○こども政策課 登記自体は支店ではありませんが、事業所が牛久市にあることを確認しています。

○委員 わかりました。

○座長 その他ございましたらお願いいたします。皆さんよろしいでしょうか。そうしますと、評点として 3 点がプラスされるということにつきまして御異議ありますか。

- 異議なし -

○座長 それではシダックスの採点表の一番下の 14 番「実績評価による加減点」の欄に 3 点とご記入をいただきます。選定に関する説明は以上です。全体を通してご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

それでは次第に従い、指定管理者候補者の選定に移ります。選定に当たりまして、申請のあった団体等からのプレゼンテーションを受け、先ほど承認をいただいた採点表を使って、採点をお願いします。

それでは申請者によるプレゼンテーションに移りたいと思います。

1 番目のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を入室させていただきます。

【シダックス大新東ヒューマンサービスによるプレゼンテーション】

○座長 御説明ありがとうございました。質問のある委員の方は挙手をして質問をお願いいたします。

○委員 アンケートなどを実施しているとのことですが、意見・苦情等への対応について記録などは残しているような状況でしょうか。

○シダックス大新東ヒューマンサービス アンケートはこちらで対応して記録も残しております。苦情等も、市担当課と相談しながら、記録も適切に残しています。

なお、アンケートは毎年1回実施し、その要望やご意見に関して、即座に対応するようにしています。また、その改善結果を毎年1回開催する利用者懇談会の場等を使い、利用者様にコールバック、告知するような形を取っています。

○委員 ありがとうございます。

○座長 その他ありましたらお願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○委員 わかりました。もう1点お聞きしたいのが、地域や他施設との連携ということで、市内の様々な関係団体との連携という説明がありましたが、子育て支援と言った場合の子育ての対象は何歳から何歳を想定しての計画でしょうか。

○シダックス大新東ヒューマンサービス 切れ目のない支援ということで、妊婦の方から、小学校に上がるまでの就学前のお子さんを対象にしています。

○委員 わかりました、ありがとうございます。

○座長 その他ございましたらお願いします。

○委員 この10年間で課題になったことと、それを今後どういうふう克服されようとしているのかお聞かせください。

○シダックス大新東ヒューマンサービス 課題としてはまず1点は、ここ10年間での利用者についてです。毎年4万5000人から5万人の間程度で推移していましたが、近隣の地域子育て支援拠点の成長など、そことの連携という部分がございます、おおよそその人数で推移していましたが、昨年度のコロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、利用者が非常に減少しており、おおよそ2万5000人程となっております。閉館の対応や利用者の人数の制限がありまして、思うような事業の展開ができなかった部分があります。そういったところから、先ほど御説明したYou Tubeの動画の配信など新しいことに取り組んでいます。今後の課題としては、そこの利用者の方々の数をどうするか、またどうやって関わっていくか。どういった繋がりを持っていくかというところを課題と感じております。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○委員 総合支援センターの役割として、相談業務もかなり重要視されると思いますが、昨年度の大体の件数と主な相談内容について教えてください。

○シダックス大新東ヒューマンサービス 相談の人数は令和2年度は来館では699件、電話相談は76件となっております。内容としては、育児不安についてと離乳食に関する相談が多くありました。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございましたらお願いいたします。では質問は以上になりますので、申請者の方ありがとうございました。これで退出いただいて結構です。

【申請者退出】

○座長 他の委員の皆様の採点に当たりまして、申請者の申請内容について、事務局に確認したいことがございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、採点表の記入をお願いしたいと思います。

○委員 合計点数までは出さなくて大丈夫ですか。

○座長 はい、大丈夫です。

○座長 それでは2番目の特定非営利活動法人茨城YMCAのプレゼンテーションに入りたいと思います。事務局は申請者を入室させてください。

【特定非営利活動法人茨城YMCAのプレゼンテーション】

○座長 御説明ありがとうございました。それではここから順次質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。御質問ある委員の方よろしくお願ひします。

○委員 事前にいただいている資料の中の、7ページ目の苦情受付の体制づくりについてですが、利用者の不満な点を解消していくための会議の場を設けるということですが、こういった会議等の記録についてはどのように扱われているのでしょうか。

○NPO法人茨城YMCA 基本的には、パソコンで記録をして職員の誰もが見ることができるようなWebクラウド上に記録として残しています。苦情や意見だけの記録ということではなく、日々の気づきや毎日のミーティングの中で残した記録というものも全て残しており、系統立てて確認ができるような形を取っています。

○委員 ありがとうございました。

○座長 その他何かございましたらお願いいたします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 他にございましたらお願いします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございますか。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ありましたらお願いいたします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 はい。その他ございますか。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございましたらお願いします。

○委員 大曾根児童館の指定管理が4年目になるということで、そちらで見えてきた課題と、その課題解決が今回のセンターに活用できるようにしたら、そちらを教えてください。

○NPO法人茨城YMCA 課題と言いますと、やはり小学校の児童が大曾根児童館には多く通ってきていますので、小学校との連携があります。これはかなり深まってきていて、校長先生、教頭先生をはじめ、道路を横断するときに関わってくださる先生方などとも、共通理解を深めたりしているところです。

それから幼児につきましては、大曾根で言えば、少し距離がありベビーカーで来館できる方ばかりではないというところもありまして、もう少し大勢受け入れるためにはどうしたらいいかということがあります。まだ、それは解決はできていませんが、現在、幼児と一緒に来館されるお母さんなどは少ないかと思っています。

蛇足にはなりますが、東新井のYMCAの方では、コロナウイルスの感染が広がる前は、母子教室のようなことを無料で提供しておりました。そちらでは場所柄、大勢の参加者がいらっしゃいましたが、大曾根ではなかなか同じようにはいかないところが課題かと思っています。

○座長 その他ございましたらお願いいたします。

【情報公開条例第5条第2号（法人利益侵害）に該当する質疑応答】

○座長 その他ございますか。それでは質問の方は以上で終了させていただきます。

【申請者退出】

○座長 それでは委員の皆様、事務局に確認したいことございましたらお願いいたします。よろしければ採点表の方の記入をお願いいたします。終わった方から、事務局で回収させていただきます。集計に入りたいと思います。

～採点～

それでは集計の間、休憩とさせていただきたいと思います。

【休憩】

○座長 集計が終わりましたので今から資料を配付させていただきます。では会議を再開したいと思います。まず集計結果について事務局から報告をお願いします。

○事務局 長時間にわたるご審議ありがとうございました。集計結果について御報告させていただきます。

先ほどお配りさせていただきましたつくば市子育て総合支援センター採点結果表の基準点につきまして、委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者はおりませんでしたので、候補者及び次点候補者の選定をいたします。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を第1順位とした委員が8名、特定非営利活動法人茨城YMCAを第1順位とした委員が2名となっております。事務局から集計結果のご報告とさせていただきます。

○座長 ただいまの事務局からの報告につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。皆様よろしいでしょうか。

それでは本検討会議の結論として、申請者シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を子育て総合支援センターの指定管理者候補者とし、特定非営利活動法人茨城YMCAを次点候補者として市長へ報告いたします。皆様よろしいでしょうか。

- 異議なし -

○座長 それでは、事務局から報告書案について説明をお願いします。

○事務局 **【報告書(案)について説明】**

○座長 ただいまの説明についてご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは今事務局からもありましたように市長に報告するとともに、12月議会において指定管理者指定議案として上程をして参ります。それでは最後に事務局から連絡事項等ございましたらお願いいたします。

○事務局 **【連絡事項】**

○座長 それでは委員の皆様本当に御多忙中、公平な選定にご協力いただきましてありがとうございました。以上で今日の会議は閉会となります。ありがとうございました。

令和3年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 次第

日時 令和3年(2021年)10月26日(火)13時30分から

場所 つくば市役所本庁舎5階 庁議室

令和3年度選定対象施設：つくば市子育て総合支援センター

【委嘱状交付式】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 副市長挨拶

【つくば市指定管理者候補者選定検討会議】

- 1 開会
- 2 会議の公開について
- 3 報告事項 対象施設の概要、募集概要及び申請状況について
- 4 承認事項 採点表における各審査項目の配点について
 - (1) 選定に関する基準について
 - (2) 採点表について
 - (3) 実績評価表について
 - (4) 採点表における加減点の承認について
- 5 つくば市子育て総合支援センターに係る指定管理者候補者の選定申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
 - ① シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
 - ② 特定非営利活動法人茨城YMCA
- 6 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定
- 7 閉会

配付資料

基礎資料1	つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱
基礎資料2	令和3年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿
参考資料1	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
参考資料2	つくば市情報公開条例(一部抜粋)
資料1	つくば市子育て総合支援センター 施設概要
資料2	つくば市子育て総合支援センター指定管理者申請状況
資料3	つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準
資料4	指定管理者候補者選定検討会議 採点表
資料5	つくば市指定管理者実績評価表
資料6	採点結果表(例:申請者2者)
資料7	つくば市子育て総合支援センター指定管理者候補者選定検討会議採点表
資料8	つくば市指定管理者実績評価表(つくば市子育て総合支援センター)
資料9	類似施設業務実績一覧表
資料10	つくば市子育て総合支援センター指定管理者候補者選定検討結果報告書(案)

つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの

(2) 市内に在住し、在勤し、在学する者で、公募により市長が選定するもの

(3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

(会議等)

第4条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、副市長をもって充てる。

- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第 5 条各号の不開示情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りではない。

（委員の責務）

第 5 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（結果の公表）

第 6 条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

（庶務）

第 7 条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

令和 3 年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 委員名簿

(敬称略)

	外部・庁内別	氏 名	所 属 等
1	座長	松本 玲子	つくば市副市長
2	外部委員	井口 晃弘	市民委員
3		川端 京子	税理士
4		武田 直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
5		福留 健太	イオンモール株式会社 イオンモールつくば ゼネラルマネージャー
6		宮田 美冬	社会保険労務士
7		村上 義孝	市民委員
8	庁内委員	杉山 晃	つくば市政策イノベーション部次長
9		中島 弘志	つくば市財務部長
10		中山 由美	つくば市こども部長 (施設所管部)

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込み

があるとき。

- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

- (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

- 2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

- 3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

- 4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍

聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市開発審査会条例の一部改正)

- 3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正)

- 4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正)

- 5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正)

- 6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

(行政文書の開示義務)

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 法人その他の団体(国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3)～(6) (略)

(平 29 条例 22・一部改正)

つくば市子育て総合支援センター 施設概要

(1) 名称

つくば市子育て総合支援センター

(2) 所在地

つくば市流星台61番地 1

(3) 施設の設置目的

市民が安心して子育てができる環境の充実を図るため、子育ての支援に資する事業を総合的に行う。

(4) 設置日

平成23年 4 月 1 日

(5) 施設根拠（条例名）

つくば市子育て総合支援センター条例（平成22年つくば市条例第27号）

(6) 施設の概要等

① 敷地面積

3, 238. 58m²

② 施設

ア 構造 鉄骨造平屋建

イ 施設概要 子育て親子のつどいの場、一時預かり室、多目的室、創作室、相談室、事務室、ラウンジ

※多目的室は2分割可

ウ 建築面積 637.12 m²

エ 延床面積 617.60 m²

オ 建築時期 平成22年11月(平成23年 4 月 1 日開館)

③ 設備

ア 空調設備 各部屋設置

イ 床暖房設備 子育て親子のつどいの場及び一時預かり室に設置

ウ その他 消防設備、自家用電気工作物

④ その他

園庭 約 255 m²

駐車場 28 台分

つくば市子育て総合支援センター指定管理者申請状況

1 現地説明会参加団体数 (実施日:令和3年7月29日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
団体数	0	0	1	1

2 指定管理者申請団体数 (受付期間:令和3年8月2日~8月20日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
団体数	1	0	1	2

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

- 2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

- 2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

- 2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上と

なった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支
予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年2月3日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要

施設概要	名称					
	所在地					
	関係条例等					
	設置目的					
指定管理者	名称					
	所在地					
指定管理業務の内容						
指定期間						
総合評価(年度評価)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)

管理運営実績データ

施設名

施設名	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

評価項目		
(1) 管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	
【評価の理由】		
(2) 運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。地域の住民や団体との連携が図られているか。地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	
【評価の理由】		

2 評価結果

評価項目			
(3) 収支状況	項目	視点	評点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	
	【評価の理由】		

【総合評価】

合計評点	評価ランク
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。	

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

4: 目標や計画を大幅に上回る素晴らしい成果があがったもの
 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

S: 5点加
 A: 3点加
 B: 0点
 C: 3点減
 D: 5点減

※更新評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

採点結果表 (例:申請者2者)

選定委員	採点結果			
	申請者A		申請者B	
	得票	点数	得票	点数
A	○	58		56
B	○	56		54
C		61	○	62
D		53	○	54
E	○	63		61
F		58	○	59
G	○	61		59
H		59	○	60
I	○	60	○	60
J	○	59	○	59
得票合計 点数合計	6	588	6	584

申請者Aと申請者Bで、第1順位に選んだ選定委員は6名で同数。そのため、合計点数で順位を決定する。

申請者Aを指定管理者候補者とし、申請者Bを次点候補者とする。

つくば市子育て総合支援センター 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	7	4
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	7	4
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収 支決算書、納税	7	4
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		7	4
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合計点数			94	(基準点) 55

適・否

= 22 =

「つくば市子育て総合支援センター」 高配点とした理由

番号	審査項目	理由
2	安心・安全面からの対応	乳幼児や妊婦が利用する施設のため、来館者の安全対策、事故防止に係る項目を重視した。
3	施設管理の実施	指定事業である一時預かりなどの事業を行うにあたり、適切な資格や実務経験が必要なため、職員配置を重視した。
4	施設の運営（1）	新設の事業等（利用者支援事業、予約システムの導入）が追加されたため、募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているかを重視した。
4	施設の運営（4）	指定事業である利用者支援事業の実施や、市民ニーズの反映、地域との連携による活性化など利用者の要望を把握し、施設運営が行われるかを重視した。
9	管理運営に関する収支予算	必要経費や人件費等の見込みが適正か、収支計画が施設の運営内容に沿って無理なく計画されているかを重視した。
10	経営状況等	指定期間が5年間の予定のため、継続して安定した経営を行うことができるかを重視した。
13	その他、総合的に見た熱意等	つくば市の子育て支援の中核を担う施設として安定した運営を継続しつつ、効率的に市民サービスにつながる事業を行えるか（指定管理委託料、利用者満足度への反映）を重視した。

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	こども部こども政策課
評価対象期間	平成29年(2017)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで(4年間)

1 施設の概要

施設概要	名称	つくば市子育て総合支援センター			
	所在地	つくば市流星台61番地1			
	関係条例等	つくば市子育て総合支援センター条例 つくば市子育て総合支援センター条例施行規則			
	設置目的	市民が安心して子育てができる環境の充実を図るため、子育ての支援に資する事業を総合的に行う施設として設置する。			
指定管理者	名称	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社			
	所在地	茨城県牛久市栄町三丁目186番地			
指定管理業務の内容	<p>1 つくば市子育て総合支援センター条例第2条に掲げる事業の実施に関すること。 (1) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業 (2) 子育ての支援に関する人材の養成及び活用に関する事業 (3) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業 (4) 前3号に掲げるもののほか、子育ての支援に資する事業で市長が必要と認めるもの</p> <p>2 利用許可に関すること。</p> <p>3 利用料金の徴収に関すること。</p> <p>4 センターを利用するものに対する利用の制限及び停止並びに退去命令に関すること。</p> <p>5 利用許可の取り消しに関すること。</p> <p>6 センター及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>7 その他前各号に掲げる業務を行うにつき必要な行為をすること。</p>				
指定期間	平成29年(2017年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで(5年間)				
総合評価(年度評価)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
	A	A	A	A	

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等	<p>○予算計画(収入)</p> <p>【平成29年度】 一時預かり 2,330,000円 貸室 35,000円 名札利用 235,000円 ※利用者数・稼働率等の目標設定は無し</p> <p>【平成30年度】 一時預かり 2,600,000円 貸室 35,000円 名札利用 235,000円</p> <p>○目標 通常広場 37,960人 一時預かり 2,044人 貸室利用者数 800人 出張広場 2,190人 サークル支援 50人</p> <p>【令和元年度】 一時預かり 2,600,000円 貸室 35,000円 名札利用 235,000円</p> <p>○目標 通常広場 37,830人 一時預かり 2,037人 貸室利用人数 800人 出張広場 1,830人 サークル支援 50人</p> <p>【令和2年度】 一時預かり 3,000,000円 貸室 35,000円 名札利用 235,000円</p> <p>○目標 通常広場 33,695人 一時預かり 1,746人 貸室利用人数 800人 出張広場 1,586人 サークル支援 75人</p>	<p>●収入</p> <p>【平成29年度】 一時預かり 2,884,500円 貸室 56,850円 名札利用 240,500円</p> <p>【平成30年度】 一時預かり 3,004,500円 貸室 62,450円 名札利用 228,700円</p> <p>【令和元年度】 一時預かり 2,940,900円 貸室 59,600円 名札利用 182,400円</p> <p>【令和2年度】 一時預かり 1,945,000円 貸室 45,150円 名札利用 116,100円</p> <p>●利用者数</p> <p>【平成29年度】 通常広場(292日) 47,781人 一時預かり 291日 2,045人 貸し室利用 1,517人 出張広場 145日 2,759人 サークル支援 235人 合計 54,337人</p> <p>【平成30年度】 通常広場(291日) 46,342人 一時預かり 2,186人 貸し室利用 1,470人 出張広場(149日) 2,763人 サークル支援 227人 合計 52,988人</p> <p>【令和元年度】 通常広場(290日) 38,850人 一時預かり 1,920人 貸室利用人数 498人 出張広場(121日) 2,145人 サークル支援 197人 合計 43,610人</p> <p>【令和2年度】 通常広場(245日) 24,758人 一時預かり 1,541人 貸室利用人数 378人 出張広場(58日) 474人 サークル支援 71人 合計 27,222人</p>	<p>令和2年度の収入減や利用者の減少については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉館の期間があったことや、イベントの人数制限や中止、また、利用者の利用自粛による影響から利用者数の減少があったと考えられる。</p>
自主事業 (講座・セミナー等)	<p>誕生日会(月1回) ふれあい夏祭り(年1回) ハロウィンパーティー(年1回) ふれあいクリスマス会(年1回)</p> <p>誕生日会(月1回) ふれあい夏祭り(年1回) ハロウィンパーティー(年1回) ふれあいクリスマス会(年1回)</p> <p>栄養講座(年1回) エコまつり(年2回) 工作教室(年1回) 食育講座(年6回) 骨盤調整ヨガ(年6回) 子育て講座(年7回) 親子リトミック講座(年8回) 子育てフェスティバル(年1回)</p>	<p>誕生日会(月1回) H29:366人 H30:341人 R1:248人 R2:126人 ふれあい夏祭り(年1回) H29:326人 H30:375人 R1:355人 R2:中止 ハロウィンパーティー(年1回) H29:162人 H30:160人 R1:154人 R2:中止 ふれあいクリスマス会(年1回) H29:174人 H30:171人 R1:176人 R2:中止 栄養講座(年1回) R1:70人 R2:38人 エコまつり(年2回) H29:2,301人 H30:2,247人 R1:2,060人 R2:2,106人 工作教室(年1回) H29:50人 H30:58人 R1:68人 R2:22人 食育講座(年6回) H29:338人 H30:494人 R1:390人 R2:235人 骨盤調整ヨガ(年6回) R1:130人 R2:65人 子育て講座(年7回) R1:36人 R2:27人 親子リトミック講座(年8回) R1:212人 R2:96人 子育てフェスティバル(年1回) H29:1,016人 H30:923人 R1:945人 R2:中止</p>	<p>指定事業に基づく講座やイベントに加えて、自主事業として多種多様な講座やイベントを実施しており、利用者が楽しめる内容となっている。</p> <p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施に当たり密にならないように参加人数を制限するなどの措置をするよう指導したほか、大きなイベントについては中止とした。</p>

<p>アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)</p>	<p>すべてのサービスにおいて、子どもと子育て家庭の視点に立ち、利用者が安心して快適に過ごせる場を提供する。 利用者満足度調査を年1回行うとともに、常設の意見箱を設置し、利用者のニーズを聴取する。</p>	<p>【平成29年度】 11月実施 回答数 260件 ◎満足度 施設の利用しやすさ 94% 職員について 95% 【平成30年度】 11月実施 回答数 198件 ●管理は行き届いているか 満足88% 普通11% 不満1% ●施設の利用しやすさ 満足91% 普通6% 不満3% ●職員の対応 満足89% 普通11% 【令和元年度】 11月実施 回答数 175件 管理は行き届いているか 満足 92% 普通 8% 施設の利用しやすさ 満足95% 普通4% 不満1% 職員の対応 満足95% 普通5% 【令和2年度】 11月実施 回答数 161件 管理は行き届いているか 満足 95% 普通 4% 回答なし 1% 施設の利用しやすさ 満足95% 普通4% 不満1% 職員の対応 満足96% 普通4%</p>	<p>毎年、利用者満足度は非常に高く、高評価である。 引き続き、満足度向上を目標に、相談業務や保育サービスの質を維持するよう指示している。 また、条例や規則・協定等を遵守し、利用者の側に立った対応を継続するよう指示している。</p>
<p>収支状況</p>	<p>○収支予算 【平成29年度】 収入計 35,280千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 2,600千円 自主事業収入 200千円 支出計 35,280千円 人件費 26,120千円 その他 9,160千円 【平成30年度】 収入計 35,550千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 2,600千円 自主事業収入 200千円 支出計 35,550千円 人件費 26,520千円 その他 9,030千円 【令和元年度】 収入計 35,650千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 2,870千円 自主事業収入 300千円 支出計 35,650千円 人件費 28,650千円 その他 7,000千円 【令和2年度】 収入計 36,050千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 3,270千円 自主事業収入 300千円 支出計 36,050千円 人件費 27,955千円 その他 8,095千円</p>	<p>○収支決算 【平成29年度】 収入計 35,989千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 3,181千円 自主事業収入 327千円 支出計 35,989千円 人件費 26,519千円 その他 9,470千円 差引 0千円 【平成30年度】 収入計 36,111千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 3,296千円 自主事業収入 335千円 支出計 36,111千円 人件費 27,957千円 その他 8,154千円 差引 0千円 【令和元年度】 収入計 35,811千円 指定管理料 32,349千円 利用料金収入 3,183千円 自主事業収入 279千円 支出計 35,811千円 人件費 25,986千円 その他 9,825千円 差引 0千円 【令和2年度】 収入計 34,676千円 指定管理料 32,480千円 利用料金収入 2,106千円 自主事業収入 90千円 支出計 34,676千円 人件費 27,024千円 その他 7,652千円 差引 0千円</p>	<p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉館の期間があったことやイベントの人数制限や中止、利用者の利用自粛による影響から収入の減少があったと考えられる。 また、節電、節水等により管理経費の縮減に努め、運営管理のために適切な支出をするよう指示した。</p>

2 評価結果

評価項目		
(1)管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	3
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	3
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	3
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	3
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	2
<p>【評価の理由】</p> <p>安全対策・事故防止対策については、指定管理期間内を通じて、大きな事故やトラブルの発生もなく、安全性が確保されていると判断する。</p> <p>また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職員はもちろん来館者全員の検温・手指消毒を徹底して行っている。</p> <p>避難訓練も毎月実施し、緊急時の対応に備えている。</p> <p>(以下、主な加点理由)</p> <p>① 徹底事項として、入館時の検温、手指の消毒、大人のマスク着用、毎日数回室内の換気、おもちゃの消毒、職員の消毒用アルコールの携帯を行った。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止としてのつくば市の取組(子育て支援拠点の運用ガイドライン)を職員に周知し、必要に応じて複数回ミーティングを行い、感染症拡大防止の徹底を図った。</p> <p>④ 指定管理期間内を通じて、職員の有給休暇の取得率も良く、時間外勤務はほとんどない。研修等での時間外勤務に対しても代休等で対応できており、労働環境は極めて良好といえる。</p> <p>⑥ 令和2年度の利用者の軽度の火傷事案については再発防止に向けて、R3. 2月報告書の事案発生直後、加湿器の周りに動かない柵を設置した。また、加湿器自体後日に撤去し、吹き出し口が高温化しない加湿器に変更した。加えて、職員へは改めて注意喚起を実施した。</p>		
(2)運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	3
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	2
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	2
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	3
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	3
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	4
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	2

【評価の理由】

利用者アンケートや利用者との直接の会話の中から、利用者のニーズを読み取り、自主事業にも反映させているとともに、利用者が快適に利用できるよう対応している。

(以下、主な加点理由)

① 新型コロナウイルス感染症対策のため、施設内が密にならないよう努めつつ、一方で利用者に順番で広場等を利用してもらうよう声かけをするなど、公平な利用ができるよう配慮を行った。

④ 利用者の満足度は高いが、要望があれば、センター内、こども政策課に周知される状況にあり、また、毎年アンケート調査や利用者懇談会を行って意見の把握に努めている。実際に、次回の指定管理者募集に際し施設の予約システムの導入を予定しているが、これは利用者からの要望を受けた支援センターからの令和2年での提案でもあり、意見の反映に努めているといえる。他にも子どもトイレへのおむつ交換台の設置、女子トイレにセラミックファンヒーターの設置を行う等、利用者の意見を反映して、利便性向上のための対応を行った。

⑤ 指定管理期間を通じて、大きな苦情・トラブルの発生はないが、利用者からの苦情等については、センター長が対応したり、職員が粘り強く傾聴するなどして、大きなトラブルに広がらない取り組みがされている。苦情を出した利用者の多くがその後も引き続き利用し続けてくれていることも、苦情に対する適切な対応の表れといえる。

⑥ 苦情やトラブルの発生もなく、利用者の満足度については、施設の管理状況、施設の利用しやすさ、施設職員の対応の項目で平成30年度は90%を下回ったもののそれ以外はすべて95%前後の高い評価を得ている。

2 評価結果

評価項目			
(3) 収支状況	項目	視点	評点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	2
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	2
【評価の理由】			
<p>身近なところでの節電や節水など、縮減できるところは常に可能なかぎり取り組んでいる。 事業収支については、令和元年度には、職員の退職による人件費の減額や、突発的な修繕等で支出額の前年度比での増加、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉館や利用制限があったため利用料収入の減少などがあったが、指定期間内を通じて、全体的に収入の範囲内で事業が遂行できており、適切な収支管理ができていると判断する。</p>			

【総合評価】

合計評点	43	評価ランク	A
------	----	-------	---

【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。

指定管理開始から、利用者アンケートによる利用者満足度は常に高い評価を受けており、一定水準を維持していることから、事業運営が安定していると判断できる。
 特に令和2年度に関して、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、感染防止の観点から利用者が密にならないよう努めつつ、公平な利用ができるよう配慮するなど、難しい状況の中で臨機応変に対応出来ていた。
 利用者のニーズに合わせて各種専門職や専門機関との連携を図りながら相談の充実に努めていると共に、おむつ交換台やセラミックヒーターの設置など利用者の利便性の向上に努めている。
 また、センター内のできる勉強会の実施やオンラインを活用してスキルアップ研修に参加するなど、サービス向上に取り組んでいる。引き続き利用者から高い評価を受けられる運営ができるよう助言していく。また、子育て総合支援センターが中心となり、子育て支援団体・サークル団体・地域等とのネットワークを構築し、子育ての情報提供や相談、子育て支援者の養成・育成を引き続き推進していけるよう指導と助言をしていく。

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
- 3: 目標や計画を上回る成果があつたもの
- 2: 目標や計画どおりの成果があつたもの
- 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
- 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
(0点の項目が無く、合計点が49点以上)
- A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
(0点の項目が無く、合計点が39～48点)
- B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
(0点の項目が無く、合計点が30～38点)
- C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
(合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
- D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
(合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加算
- A: 3点加算
- B: 0点
- C: 3点減算
- D: 5点減算

※更新評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくば市子育て総合支援センター

所管課

こども部こども政策課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
シダックス大新東 ヒューマンサービス 株式会社	石岡小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	府中小児童クラブ1～4(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	高浜小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	東小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	三村小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	関川小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	北小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	南小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	杉並小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	園部小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	瓦会小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	林小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	恋瀬小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	葦穂小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	吉生小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	柿岡小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	小幡小児童クラブ1～2(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	小桜小児童クラブ(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	石岡小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
	府中小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
高浜小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無	
東小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無	
三村小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無	

関川小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
北小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
南小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
杉並小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
園部小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
東成井小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
瓦会小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
林小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
恋瀬小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
葦穂小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
吉生小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
柿岡小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
小幡小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
小桜小放課後子ども教室(石岡市)	委託	令和2年4月～	無
霞ヶ浦南小児童クラブ1～4(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
霞ヶ浦北小児童クラブ1～3(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
志筑小児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
新治小児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
七会小児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
上佐谷小児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
下稲吉児童クラブ1～2(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
下稲吉東小児童クラブ1～2(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
稲吉児童館児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
大塚児童館児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
新治児童館児童クラブ(かすみがうら市)	委託	令和2年4月～	無
つくばみらい市みらい平児童館	指定管理	平成26年11月～	無
つくば市子育て総合支援センター	指定管理	平成23年4月～	無
つくば市秀峰筑波児童クラブA～D	委託	平成23年4月～	無
つくば市学園の森児童クラブA～D	委託	平成24年4月～	無

つくば市学園の森児童クラブE~J	委託	平成31年4月~	無
つくば市みどりの学園児童クラブA~D	委託	平成27年4月~	無
つくば市みどりの学園児童クラブE~G	委託	平成31年4月~	無
つくば市みどりの学園児童クラブH~I	委託	令和2年4月~	無
つくば市みどりの学園児童クラブJ	委託	令和3年4月~	無
龍ヶ崎市龍ヶ崎小学童保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市松葉小学校保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市龍ヶ崎西小学童保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市馴柴小学校保育ルームA~D	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市長山小学校保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市馴馬台小学校保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市久保台小学校保育ルームA、B	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市八原小学校保育ルームA~F	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市大宮小学童保育ルーム	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市川原代小学童保育ルーム	委託	令和2年4月~	無
龍ヶ崎市城ノ内小学童保育ルームA~D	委託	令和2年4月~	無
笠間市児童館	指定管理	平成24年4月~	有
笠間市ファミリーサポートセンター	指定管理	平成31年4月~	無
小川南小放課後児童クラブ1~3(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
野田小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
上吉影小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
下吉影小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
竹原小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
羽鳥小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
堅倉小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
納場小放課後児童クラブ(小美玉市)	委託	平成31年10月~	無
日立市放課後子どもクラブ(諏訪校)	委託	令和3年5月~	無
日立市放課後子どもクラブ(豊浦校)	委託	令和3年5月~	無
日立市放課後子どもクラブ(日高校)	委託	令和3年5月~	無
日立市放課後子どもクラブ(大沼校)	委託	令和3年5月~	無

神栖市息栖小児童クラブA～D	委託	平成24年4月～	無
神栖市深芝小児童クラブA～D	委託	平成27年4月～	無
神栖市大野原小児童クラブA～D	委託	平成27年4月～	無
神栖市大野原西小児童クラブA～C	委託	平成27年4月～	無
神栖市横瀬小児童クラブA～D	委託	平成27年4月～	無
神栖市軽野小児童クラブA～C	委託	平成27年4月～	無
神栖市柳川小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市軽野東小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市太田小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市須田小児童クラブA～C	委託	平成27年4月～	無
神栖市植松小児童クラブA～E	委託	平成27年4月～	無
神栖市やたべ土合小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市波崎西小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
神栖市波崎小児童クラブA、B	委託	平成27年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級きらきらクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級のびのびクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級わくわくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市緑岡小学校開放学級ぐんぐんクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市寿小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市寿小学校開放学級わくわくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市寿小学校開放学級放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
水戸市寿小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市見川小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市見川小学校放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
水戸市見川小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無

水戸市千波小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市千波小学校開放学級わくわくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市千波小学校放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
水戸市千波小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校放課後子ども教室	委託	平成31年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校開放学級きらきらクラブ	委託	平成31年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校開放学級すくすくクラブ	委託	平成31年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校開放学級にこにこクラブ	委託	平成31年4月～	無
水戸市梅ヶ丘小学校開放学級わくわくクラブ	委託	平成31年4月～	無
水戸市笠原小学校開放学級すくすくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市笠原小学校開放学級きらきらクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市笠原小学校開放学級にこにこクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市笠原小学校開放学級わくわくクラブ	委託	令和2年4月～	無
水戸市笠原小学校放課後子ども教室	委託	令和2年4月～	無
潮来小学童クラブ(潮来市)	委託	平成30年4月～	無
津知小学童クラブ(潮来市)	委託	平成30年4月～	無
日の出小学童クラブ(潮来市)	委託	平成30年4月～	無
牛堀小学童クラブ(潮来市)	委託	平成30年4月～	無
小川南小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
野田小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
上吉影小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
下吉影小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
竹原小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
羽鳥小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
堅倉小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
納場小放課後子ども教室(小美玉市)	委託	平成31年10月～	無
※団体の概要書より茨城県内のみ抜粋(参考) 全国受託実績(37都道府県、130自治体、1,438か所)			

特定非営利活動法人茨城YMCA	茨城YMCA幼保園	その他	平成11年～	無
	YMCAつくばオリーブ園	その他	平成30年5月～	無
	牛久オリーブ保育園	その他	令和2年4月～	無
	こひつじクラブ(つくば市)	その他	平成29年4月～	無
	こひつじクラブ(牛久市)	その他	令和3年3月～	無
	第1わいわい児童クラブ(つくば市)	委託	平成18年4月～	無
	第2わいわい児童クラブ(つくば市)	委託	平成26年4月～	無
	YMCA第1国際児童クラブ(つくば市)	委託	平成27年4月～	無
	YMCA第2国際児童クラブ(つくば市)	委託	平成29年4月～	無
	わいわい児童クラブみどりの(つくば市)	委託	平成26年4月～	無
	YMCAみどりの児童クラブ(つくば市)	委託	平成31年4月～	無
	わいわい児童クラブ牛久(牛久市)	委託	平成27年4月～	無
	大曾根児童館(つくば市)	指定管理	平成30年4月～	無
	YMCAひかりの子第1	その他	平成29年4月～	無
	YMCAひかりの子第2	その他	令和3年4月～	無

つくば市子育て総合支援センター
指定管理者候補者選定検討結果報告書（案）

令和3年(2021年)10月26日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市子育て総合支援センター
- (2) 所在地 資料 1 「つくば市子育て総合支援センター施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 1 「つくば市子育て総合支援センター施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 1 「つくば市子育て総合支援センター施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくば市子育て総合支援センター条例（平成 22 年つくば市条例第 27 号）
- (6) 施設の概要等 資料 1 「つくば市子育て総合支援センター施設概要」参照

3 指定予定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所属等	氏名	備考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	市民委員	井口 晃弘	外部委員
3	税理士	川端 京子	

4	茨城大学 社会連携センター	武田 直樹	
5	イオンモールつくば ゼネラルマネジャー	福留 健太	
6	社会保険労務士	宮田 美冬	
7	市民委員	村上 義孝	
8	政策イノベーション部次長	杉山 晃	庁内委員
9	財務部長	中島 弘志	
10	こども部長（施設所管部長）	中山 由美	

5 選定までの経過

令和3年7月19日（月）～令和3年8月20日（金） 募集要項配布

令和3年7月19日（月）～令和3年8月13日（金） 質問受付

令和3年7月29日（木） 現地説明会

令和3年8月2日（月）～令和3年8月20日（金） 申請書類受付

令和3年8月23日（月）～令和3年10月13日（水）

第一次審査（こども部こども政策課、政策イノベーション部企画経営課による書類審査）

令和3年10月26日（火） 指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名称：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

所在地：東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

【申請者2】 名称：特定非営利活動法人茨城YMCA

所在地：茨城県つくば市東新井24-7

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	申請者2	市上限額
令和4年度	39,660千円	32,350千円	41,212千円
令和5年度	39,995千円	31,650千円	41,212千円
令和6年度	40,323千円	32,150千円	41,212千円
令和7年度	40,654千円	31,889千円	41,212千円

令和8年度	40,988千円	31,800千円	41,212千円
-------	----------	----------	----------

8 審査

募集要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／こども部こども政策課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者の選定に関する基準（資料3参照）に基づき、採点表（資料4参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

- (1) 候補者

【申請者●】

名称：
所在地：
代表者：
設立：
資本金：
事業内容：
主な実績：

- (2) 次点候補者

【申請者●】

名称：
所在地：
代表者：
設立：
資本金：
事業内容：
主な実績：

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者の選定に関する基準第6条の2及び第6条の3に基づき、申請者●を候補者として選定し、申請者●を次点候補者として選定した。